



して甲に支払わなければならない。

4 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

5 貸付料は、貸付物件の評価額の著しい変動その他正当な理由がある場合には、甲乙協議のうえ改定することができる。

### （貸付物件の引渡し）

第 6 条 甲は、貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において、現況のまま乙に引き渡す。

### （契約保証金）

第 7 条 契約保証金は免除する。

### （転貸及び譲渡等の禁止）

第 8 条 乙は、甲の承諾がなければ、貸付物件を第三者に転貸し、賃貸権を譲渡してはならない。

### （維持管理等）

第 9 条 乙は、貸付物件を善良な責任者の注意をもって、維持管理しなければならない。

2 甲が病院管理上必要な事項を通知したときは、その事項を遵守しなければならない。

### （滅失又はき損の報告）

第 10 条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

### （使用上の損失等）

第 11 条 乙は、その責に帰する理由により、貸付物件をき損した場合において、乙の負担において貸付物件を原状に復さなければならない。

### （瑕疵担保責任）

第 12 条 乙は、この契約締結後、貸付物件に面積の不足その他隠れた瑕疵があることを発見しても、第 5 条第 1 項に規定する貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 乙は、貸付物件がその責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損したと

きは、当該滅失又はき損した部分の割合に応じて、第5条第1項に規定する貸付料の減額を請求することができる。

#### **(現状の変更等)**

第13条 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするとき、又は運営上必要な工事等を行うときは、事前に詳細な内容及び理由を付した書面をもって甲に届け出て、承諾を得なければならない。ただし、乙が設置した機器及び内装等の軽微な変更については、事前の連絡をもって足りるものとする。

2 甲は、前項の規定による届出があったときは、速やかに事情を調査し、その認否を書面により乙に通知するものとする。

3 甲は、第1項による工事等が完成した際は、乙の立会いのもと、その完成を確認するものとする。

#### **(実地調査等)**

第14条 甲は、必要があると認めるときは、貸付物件や売上状況等を調査し、又は乙に報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

#### **(契約の解除)**

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において、貸付物件を公用又は公共用に供する必要性が生じたとき。

(2) 乙が貸付物件を第3条の用途に使用しないとき又は、その用途に使用することをやめたとき。

(3) 乙が貸付料を納期限後、3ヶ月を経過しても納付しないとき。

(4) 乙が応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき。

(5) 乙又は乙の代理人が、集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(6) その他、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

#### **(原状回復義務)**

第16条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により解除されたときは甲の指定する期日までに、乙の費用で建物を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾を得て付加した造作等については、この限りではない。

2 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、貸付物件を原状に復し、乙からその費用を徴収することができる。

#### **(有益費等の請求権の放棄)**

第17条 乙は、第16条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

#### **(光熱水費)**

第18条 乙がこの契約の履行のために貸付物件の電源、水道等を使用した場合、その費用は甲の負担とする。

#### **(費用負担)**

第19条 貸付物件の維持、保存、改良、修繕その他に要する費用は乙の負担とする。ただし、乙の責に帰することができない事由によるときは、甲乙協議によりその負担を定めるものとする。

#### **(契約の効力の遡及)**

第20条 契約の内容を記録した電磁的記録の作成をもって本契約を締結する場合にあって、契約締結が履行期間の開始日より後の日であるときは、本契約の効力は履行期間の開始日から生じるものとする。

#### **(疑義の決定)**

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

#### **(裁判管轄)**

第22条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。ただし、本契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

年 月 日

甲 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市  
藤沢市長

⑩

乙 住所  
氏名

⑩